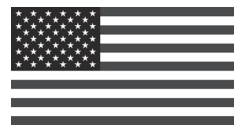


集団的自衛権 米国の戦争のため 日本が若者が血を流す



これまでの政府の憲法解釈

自衛隊ができるのは日本が攻撃された場合 **必要最小限の武力行使だけ**

二つの歯止め

- ①武力行使をしてはならない
- ②戦闘地域に行ってはならない



だから アフガン戦争やイラク戦争への自衛隊派兵でも武力行使は禁止

集団的自衛権の行使が容認されると

二つの歯止めを残すとは言わない



戦闘地域への派兵を認める



「海外で戦争する国」に大転換

日本はイラクなどに自衛隊を派兵しましたが、「武力行使はしない」「戦闘地域には行かない」という2つの歯止めのため、戦闘に巻き込まれずにすみませんでした。

自衛隊を戦闘地域へ

政府は「非戦闘地域」という考え方をなくし、「戦闘地域」でも支援可能と言い始めました。戦地に派兵されれば、後方支援であっても「殺し殺される」戦争の泥沼に引きずり込まれることになります。

黒を白と言いくるめる

憲法解釈変更の根拠として1972年の政府見解が持ち出されています。「見解」が「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置」を認めているから、これに集団的自衛権が含まれるとしています。しかし「見解」は逆に「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」が結論。黒を白と言いくるめるものです。

武力行使3要件

「限定」でなく「無限定」

高村私案 ①日本に対する武力攻撃、または他国に対する武力攻撃が発生、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれ

現行の政府見解 ①日本に対する急迫不正の侵害、すなわち武力攻撃の発生 (要件②③は略)

自民党の高村正彦副総裁が与党協議に示した「武力行使」の「新3要件」(座長私案)は、「おそれがある」と政府が判断すれば、日本への武力攻撃がなくても、他国への攻撃で武力行使が可能。行使の判断は時の政権であり、「限定」でなく「無限定」です。

解釈で9条こわすな

半世紀にわたる国会審議で形成・定着した憲法解釈を一内閣の閣議決定だけで変更し、憲法9条をなきものにする——立憲主義の否定には、自民党の元幹事長ら、立場を超えて反対の声が大きく広がっています。

加藤紘一元自民党幹事長「集団的自衛権の行使容認をすれば、米国の要請で自衛隊が、地球の裏側まで行くことは十分に想定されます」「集団的自衛権の議論は、やりだすと徴兵制

古賀誠元自民党幹事長「戦争をしない国になるということが戦後政治の原点」「それを、こんな短期間の政党

阪田雅裕元内閣法制局長官「海外で武力行使しないことが9条の核心。



まで行き着きかねない」(「しんぶん赤旗」日曜版5月18日付)

間の駆け引きで決着をつけるというのは、無責任すぎる」(雑誌『世界』7月号)

集団的自衛権の行使容認は、9条を削除するのと同じだ」(「東京」

加藤紘一元自民党幹事長のインタビューを掲載する「しんぶん赤旗」日曜版